明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六〇）　一

〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一一一八〇）　三
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一一一八一）　五
○ガス事業法施行規則に基づき、ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件の一部を改正する件（経済産業一一一四）　九
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一一二〇九～一一一一）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人国立公文書館平成二十二事業年度財務諸表、日本放送協会落札、阪神高速道路株式会社工事開始、弁理士登録関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、押収物還付、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係
会社その他
会社決算公告

## 省　令

### ○経済産業省令第六十号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十九条の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「日本工業規格K二三〇一（二〇〇九）」を「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」による改正後の日本工業規格K二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」に改める。

様式第十七中備考を削る。

様式第二十四を次のとおり改める。

様式第24（第29条、第97条の8、第99条関係）

（硫黄全量）（硫化水素）　成分試験記録表　（アンモニア）

| 試料ガス | | 測定場所 | | 測定者 | | 測定日　年　月　日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ガスメーターの番号 | | | | | | ガスメーターの補正係数 f = | |
| 測定時間 | ガスメーター又は計量槽のみ | 試料ガスの温度（ガスメーター又は水槽附属温度計） | ガスメーター又はガス捕集袋の圧力 | 水柱 ミリメートル | キロパスカルに換算 キロパスカル | 気圧計の読み | 気圧計附属（気圧計により温度計による。） |
| 開始　時　分 | リットル | 度 | ミリメートル | | キロパスカル | キロパスカル | 度 |
| 終了　時　分 | リットル | 度 | ミリメートル | | キロパスカル | キロパスカル | 度 |
| | 試料ガス量 $V_t$ = リットル | 平均 tg = 度 | 平均 $P_t$ = キロパスカル | | | 平均 B = キロパスカル | 度 |
| 気圧換算の補正値 a = キロパスカル | | B を零度に換算した圧力 $B_t$ = B − a = キロパスカル | | | | 乾燥ガスの絶対圧力 P =（ガスメーターを使用した場合） $B_t + P_t - S$ =（ガス捕集袋用ガス計量装置を使用した場合） $B_t - P_t$ = キロパスカル | |
| tg における水蒸気の飽和圧力 S = キロパスカル | | | | | | | |
| 試料ガス量換算係数 $F = \frac{273.15}{101.32} \cdot \frac{1}{T} \cdot P \cdot f$ = | | | | | | ガスの絶対温度 T = tg+273.15 = ケルビン | |

| 標準状態における乾燥試料ガス量 V = $V_t \times F$ = リットル | | | |
|---|---|---|---|
| 硫黄全量 | 硫化水素 | | アンモニア |
| <過塩素酸バリウム沈殿滴定法><br>使用した滴定溶液<br>0.005mol/L 過塩素酸バリウム、0.005mol/L 塩化バリウム<br>滴定溶液の使用量 a = ミリリットル<br>空試験の滴定溶液の使用量 b = ミリリットル<br>滴定溶液のファクター f =<br>標準状態における乾燥試料ガス量 V = リットル<br>硫黄全量 = $\frac{0.160 \cdot f \cdot (a-b) \cdot 10}{V}$ = グラム／立方メートル | <よう素滴定法><br>0.1mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の使用量 a = ミリリットル<br>空試験の 0.1mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の使用量 b = ミリリットル<br>0.1mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液のファクター f =<br>標準状態における乾燥試料ガス量 V = リットル<br>硫化水素 = $\frac{1.704 \times f \times (b-a)}{V}$ = グラム／立方メートル | <中和滴定法><br>0.05mol/L 硫酸溶液の使用量 a = ミリリットル<br>空試験の 0.05mol/L 硫酸溶液の使用量 b = ミリリットル<br>0.05mol/L 硫酸溶液のファクター f =<br>滴定用試料溶液の分取比 B =<br>標準状態における乾燥試料ガス量 V = リットル<br>アンモニア = $\frac{1.703 \cdot f \cdot (a-b)}{V \cdot B}$ = グラム／立方メートル | |